

## 285 中央大学辞達学会

〔『法学新報』第21卷4(24)号 明治44年4月3日〕

○中央大学辞達学会 去月十九日午後一時中央大学大講堂に於て同大学出身代議士講演会を開催す副会長花井氏先づ起つて開会の辭を述べられ次て岡田泰蔵氏「歐米觀」なる題下に經濟的立國の見地より通商貿易を益發達せしむべきことの緊要なるを論し世界に於ける之が一般的設備を説明し更に歐米に於ける内地商業の実況を述べて一国商業の表彰たる商業會議所の内容を説き英米其他文明國の商業會議所は其位置必ずしも繁華の街衢に選はす建物も必ずしも宏壯華美ならずと雖も而も其整頓せる組織と其完備せる設備に於て到底我国の夫れの比にあらずと談し凡そ事物外形の善美ならむよりも寧ろ内容の堅実なるを期すへしと結論せられたれり次に横山金太郎氏登壇「青年の覺悟」と題し先づ我国文明の偏重より致富文化は以て現下の急務なりとし富国の策以て届指すへしと雖も其主要なるは即ち國をして世界に於ける貨物の集散地たらしむるにあり而も是れ港湾の改修を挙つて初めて見るべきものなりとす蓋東洋の通商貿易に至大の変化を及ぼすへき巴奈馬運河の開通は既に目睫の間に迫れり即ち世界の変遷は特に我国をして世界交通の中心点たらしめむとす此時に當り港湾の施設改良豈一日を忽にすへけんやと切言せられ一転して凡そ事物成るの日に成るにあらず必ずや其基く

所あり此意義に於て学生は當に其本を修むるもの宜しく屈して大ひに努むべきなり蓋科挙の制度必ずしも俊才を得るの良策にあらず然れども是れ現行の制度なり学究の徒之か難易を弁するは怯なり果して其制度非なりとせば進んで先づ其閨門を通過し而して後自ら之か改革を試みざるへからず由是觀之學徒の修学に於ける恰かも富國の基礎は港湾の改修にあるか如し諸子夫れ之を努めよや次に浜田国松氏『我輩の苦学談』と題して予は学ふに資なかりしか故に小学の教師を為し月給五円を得て明治二十四五年の頃法學院に学へり然るに偶病を得欠勤二ヶ月に亘りて学校より解雇せらるに至る爾後予は僅かに一片の麪、一椀の蕎麦を以て一日の糊口を凌き尚ほ孜孜勉学夜は五更の鐘を聞きて眠るを常とせり一日駿台の「ニコライ」会堂に參聽す傍らに老婆あり怪みて予の境遇を問ふ予対ふるに実を以てす乃ち老婆潛然泣いて其苦境に同情し而して謂て曰く妾をして其学資を提供せしめよと予之を固辞す老婆聽かず更に説くに道理を以てす於此予遂に素志を枉げ老婆の家に寄食し留ること二三个月にして学校を卒業し次て弁護士試験に合格せりとて其法學院入學より卒業に至る苦学の実況を述へられたり次に中村啓次郎氏『台灣の法廷』と題し氏の取扱ひたる二三の事件を挙げ以て蕃族の風俗、慣習を紹介せられたり其一は人身売買にして他は姦通の非行視せられることとす而して前者は其範囲一般的にして婚姻の如きさへ其実質に於ては人身売買なるを以て此忌むべき弊風は根本より矯正せざるへからずと論せられたり最後に花井卓蔵氏登壇『老者は之を懐けん』なる演題の下に博士か其特

別研究に係る老人犯罪の一節を講述せられたり即ち元來刑法上責任能力の基礎は犯罪行為を認識する智識並に刑罰を負担する体力の適格にして即ち心身の成熟を以て基本とす今人生を生理的に区劃せば第一期は人間未成熟期にして二十歳前後までとし第二期は人間成熟期にして五十歳までとす次に第三期は成熟欠如期にして七十歳前後までとし其以上は第四期にして退行期とす蓋人の思索力は体力に比例して消耗するものなるか故に老人は即ち心身共に衰弱せるものにして生理上責任能力なきものと謂はざるへからず故に成熟欠如期と未成熟期は名は異にすと雖も其責任能力たる人間成熟期にあらざる点に於て等しく又其實に於て一致するものなり然るに責任年齢を未成熟期に於てのみ之を制限し成熟欠如期若くは退行期に於て之を無視するは断じて不公平と謂はざるへからず況んや一は尚ほ春秋に富むと雖も他は余命数ふるに足らざるの人なるに於てをや試に老人犯罪の統計を見るに其種類偽証罪及猥亵罪最も多きを占む蓋老人の特性として傲慢にして自信力に強く知らざるを知らすとする能はず其記憶力に鈍なるに拘らず遺忘を恥とす於此乎偽証罪成立するに至る亦其老耄せる彼等は凡ての動作痴的にして而も稚氣を帶び青年期を印影し或は之を妄想するに至りて其肉体の不能なるに拘らず猥亵行為を敢てするなり故に其行為や憚むべく亦嗤ふべきのみ蓋犯罪は悪むべき行為なるか故に之を罰するを通例とす憚むべく笑ふべき行為に対し抑亦何の要ありてか之を罰せんとする法律は其國其時代の道徳を基本とす然り而して頌白者不負戴於道路鳏寡孤独廢疾之者有養也とは我国の道徳なり長者

を尊ふは古來の國風なり歐米に立法例なきの故を以て否認する  
は断して許さざるなり翻て我刑法を見るに単に遺棄罪に於て老人  
人に対し特別の規定を為せるあるのみ歐洲に在りても和蘭刑法  
にも略同様の規定ありオルデンブルグの刑法には老年者にして  
心身衰弱の為め理解力を喪失したる者は無責任者と看做すとの  
明文あり西欧に於て既に然り東洋の君子国に於て却つて之が規  
定なし豈宜しきを得たるものと云ふへけむや云々とて法律学の  
外に主として医学的見地より新なる研究を述へられ終りて博士  
は茲に閉会を告げたり時に午後六時なりし（幹事報）